

告示

埼玉県選管告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年七月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

	施設の開設主体及び名称	所在地
旧	社会福祉法人ハッピーネット 特別養護老人ホーム 中野林ゆめの園	
新	社会福祉法人ハッピーネット ゆめの園りあん中野林 特別養護老人ホーム	埼玉県さいたま市西区大字中野林六百五十番地一